フロン類回収業者登録申請の手引き

1 都道府県知事等への登録

使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の長への登録が必要です。フロン類回収業を行う事業所の所在地が八戸市内の場合、八戸市長への登録が必要です。

2 登録申請の手続き

(1)申請の流れ

- ①事前確認 (予約制。お電話で予約してください。)
 - ↓ 申請書に不備がない場合
- ②登録申請手数料の納付書(3連切符)を発行
- ③登録申請手数料を納入
- ④申請書に「(※)納入通知書兼領収書」の写しを添付して申請

※登録申請手数料を八戸市指定金融機関等に納入した際に発行される領収書です。

(2)申請書様式

規則様式第三

(3) 申請に必要な書類の内容

<申請書記載事項>

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名
- 4 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)
- 5 回収しようとするフロン類の種類
- 6 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用 に供する設備の種類及び能力

<添付書類>

- 1 申請者が法第56条第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面(回様式第 1)
- 2 申請者が個人である場合においては、住民票の写しは本籍地(外国人である場合は、 住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたもので個人番号の記載の ないもの。以下同じ。
- 3 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書(登録の更新の場合は履歴事項証 明書に限る。)
- 4 申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人の住民票の写し(本籍地が 記載されたもので個人番号の記載のないもの。法定代理人が法人である場合にあっては、 その登記事項証明書。)
- 5 申請者がフロン類の回収の用に供する設備(以下「フロン類回収設備」という。)の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類(※1)
- 6 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類(※2)
- ※1 次のいずれかを添付すること。
 - ①自ら所有している場合

購入契約書、納品書、領収書、販売証明書等のうち、いずれかの写し

②自ら所有権を有していない場合

借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し

※2 次のいずれかを添付すること。

取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

<登録申請手数料の納付を証明する書類>

1 「納入通知書兼領収書」の写し

(4)申請書の提出先

八戸市 市民環境部 環境保全課 廃棄物対策グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 市庁別館6階 TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

※受付は予約制とし、あらかじめ電話予約での対応とします。

※更新申請の場合は、登録期間満了年月日の2か月前から申請することができます。

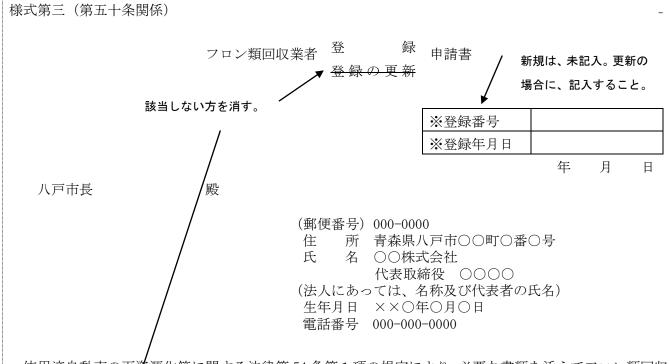
(5) 登録申請手数料

申請前に市が発行する納入通知書により、所定額を八戸市指定金融機関等へ納入してください。納入後、いかなる場合でも還付しませんので御注意ください。

区 分	手数料の額
フロン類回収業の新規登録	4,000円
フロン類回収業の登録の更新	4,000円

3 申請書等の記入例

(1) フロン類回収業者登録申請書の記入例



使用済自動車の再資源化等に関する法律第54条第1項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記 入すること。)

(ふりがな)		
氏 名	生年月日	役職名
ふりがな ○○ ○○	××○年○月○日	代表取締役
ふりがな △△ △△	××△年△月△日	取締役
ふりがな □□ □□	××□年□月□日	取締役

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

	I						
	ふりがな)						
	氏 名				生年月日		
1	主所	(郵便番号)					
			雷	 話番号			
 法定代理	 人の名称及	が住所並がに			年者であり、か	 つ、その法定代理 <i>]</i>	
		己入すること。)					
	名 称	<u> </u>					
(2	ふりがな)						
1	代表者						
(の氏名				生年月日		
ſ	主所	(郵便番号)					
				電話番号	•		
法定代理	人の役員の	氏名(業務を幸	執行する社員、	取締役、韓	執行役又はこれ	らに準ずる者。未成	
者で <u>あり</u>	、かつ、そ	の法定代理人を	が法人である場	合に記入	すること。)		
	(ふり)	がな)					
	氏	名	生年月日		往	役職名	
	t. 41 =	- 1		事業所力	が複数ある場合に	は、「事業所の名称 _	
事業所の	名称及び所	T在地 ◆		及び所	在地」以降の欄を	繰り返し設け、事	
1	名 称	○○株式会社	上〇〇営業所	業所ごの	とに記入すること	0	
	所在地	(郵便番号)	000-0000				
	771111111111111111111111111111111111111		5○○町○番○∮	무			
		日本不八八川	, ○○㎡] ○笛○ /	.,			
				雷話釆号	000-000-000	0	
2	名 称	○○株式会社	 	中田田 万	000 000 000	<u> </u>	
	, th						
	所在地	(郵便番号)	000-0000				
	// 14-20		5△△町○番○爿	무			
1		13 /12N/N/N/N/N/N/	- <u> </u>	•			

	3	名 称	〇〇株式:	会社□□営業所					
		所在地	(郵便番-	号) 000-0000					
			青森県八	戸市□□町○番(分号				
					電話番号	- 000-0	00-0000		
回収	しよ	うとするフ	ロン類の種	類 ▼					
	1	CFC		0					
		HFC		事業所ごとに該当する欄に全て〇をつける。					
	2	CFC		0					
		HFC		0					
	3	CFC		0					
		HFC		0					
フロ	ン類	回収設備の	種類、能力	及び台数					
	設值	第の種類		能力					
				200g/min 未満 200g/min 以上					
	1	CFC用			2	台			台
		HFC用				台			台
		CFC, I	HFC兼用			台			台
	2	CFC用				台			台
		HFC用				台			台
		CFC, I	HFC兼用			台		1	台
	3	CFC用				台			台
		HFC用				台			台
		CFC, I	HFC兼用			台		1	台
考 1 2	2 事		数ある場合に	た記入すること には、「事業所のタ		在地」以	、降の欄を	繰り返し設け	、事業)
9			•	 ン類の種類 <i>の</i>)楣にけっ	核当する	to のにす E	inを記すする	~ L

事業所ごとに所有あるいは利用可能な回収設 備について、設備の種類ごとにその能力に応 じて、台数を記入する。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2)誓約書の記入例

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条第1項

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定 める者(注1)又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年 法律第64号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執 行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 第 58 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を 経過しない者
- 4 フロン類回収業者で法人であるものが第58条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 5 第 58 条第 1 項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 フロン類回収業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理 人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれ かに該当するもの
- 7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者がある もの
- 注1) 主務省令で定める者とは、精神の機能の障害によりフロン類回収業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

申請者及びその役員は、上記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

		年	月	日
申請書に記入されているものと	住所			
同一であること。	氏名			
	(法人にあっては名	称及び代表	者の氏	:名)